公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び 理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合		<u> </u>	
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札·応募 者数	備考
司法解剖に伴う各種検査委託	支出負担行為担当官和歌山県警察会計担当官遠藤 剛和歌山県警察本部和歌山市小松原通1-1-1	令和4年4月1日	公立大学法人 和歌山県立医科大学 和歌山市紀三井寺811-1	3170005001874	会計法第29条の3第4項 契約の相手方以外に実施 できる機関がないため。	_	簡検査 1検査 1を変 1を変 1が 1が 1が 1が 1が 1が 1が 1が 1が 1が 1が 1が 1が						単価契約 年間予定 総額 64,903,680円
感染症等の危険防止対策業務	支出負担行為担当官 和歌山県警察会計担当官 遠藤 剛 和歌山県警察本部 和歌山市小松原通1-1-1	令和4年4月1日	公立大学法人 和歌山県立医科大学 和歌山市紀三井寺811-1	3170005001874	会計法第29条の3第4項 契約の相手方以外に実施 できる機関がないため。	_	司法解剖基本料 1体 8,900円 感染症等危険防止消耗品 一人当たり 2,010円	_					単価契約 年間予定調 達総額 2,254,430円
遠隔操作カメラシステム及び増設 カメラ賃貸借	支出負担行為担当官 和歌山県警察会計担当官 遠藤 剛 和歌山県警察本部 和歌山市小松原通1-1-1	令和4年4月1日	株式会社 ノビタス 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-5	7020001055885	会計法第29条の3第4項 必要とする仕様について満 たしているのが契約業者の みのため。	-	単価契約 年間予定調達総額 1,595,000円						単価契約
和歌山県警察学校土地賃貸借契約	支出負担行為担当官 和歌山県警察会計担当官 遠藤 剛 和歌山市小松原通1-1-1	令和4年4月1日	一般財団法人 和歌山県警察義勇会 和歌山市小松原通1-1-1	4170005001221	会計法第29条の3第4項 土地の賃貸借契約のため	5,848,000円	5,848,000円	100%					
超純水作成装置修繕	支出負担行為担当官 和歌山県警察会計担当官 山﨑 洋平 和歌山市小松原通1-1-1	令和5年1月20日	理科研 株式会社 東京都文京区本郷3丁目44番 2号	8180001124830	会計法第29条の3第4項 メーカー唯一の代理店であ る業者のため。	_	1,438,910円	_					

⁽注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

⁽注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び 理由(企画競争又は公募)		契約金額	落札率	再就職	公益法人の場合			
									の役員 の数	公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札·応募 者数	備考
導入可能性調査業務	支出負担行為担当官 和歌山県警察会計担当官 山﨑 洋平 和歌山市小松原通1-1-1	△和5年2月24日	八千代エンジニヤリング株式会 社 東京都台東区浅草橋5丁目20 番8号		会計法第29条の3第4項 プロポーザル方式による選 定	19,635,000円	19,536,000円	99%					

⁽注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

⁽注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。